

基監発第 0330001 号
基安計発第 0330001 号
平成 19 年 3 月 30 日

石川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
安全衛生部計画課長

能登半島地震の被災地域における監督指導業務等の当面の運営について

能登半島地震は、多くの被害をもたらし、産業活動への影響も少なからず見られるところであるが、被災地域においては、直接的な被害を受けた事業場はもとより、これ以外の事業場においても、事業の廃止、一部休止等により、賃金及び休業手当の支払、解雇等労働条件面への影響が懸念されるほか、被災事業場における二次災害や復旧工事に係る労働災害等の発生も懸念される場所である。

このような状況の中、労働基準行政機関としては、労働条件に関する各種相談等に懇切丁寧に応え、賃金の支払等労働条件の履行確保に努めるとともに、復旧工事に係る労働災害の防止等に万全を期することが強く求められているところである。

については、当面、下記の事項に留意の上、監督指導・安全衛生業務（以下「監督指導業務等」という。）の適切な運営に努められたい。

記

- 1 石川県、関係市町村、事業所管行政機関、関係事業者団体等との連携を図り、被災事業場の状況、本件地震に伴う事業場の閉鎖・休業の状況、賃金の支払状況、労働災害の発生状況及び復旧工事の状況などの把握に努めること。
- 2 当面の監督指導業務等の実施に当たっては、次によること。
 - (1) 当面、本件地震に伴って生じた解雇、賃金不払等に係る申告、相談の受付及び処理、許認可の申請の処理等の受動的業務に要する業務量を最大限確保し、これに優先的かつ迅速に対応するものとする。

また、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画を必要に応じ見直し、被災事業場における二次災害及び復旧工事に係る労働災害の防止を目的として実施する安全パトロール等に要する業務量の確保についても配慮すること。

なお、管内に相当数の被災事業場が存在する署において、受動的業務及び安全パトロール等に要する業務量が著しく増加することが見込まれる場合には、当該署に対する応援体制の確保にも配慮すること。

- (2) 本件地震に伴って発生した災害、事故に係る災害調査については、死亡災害、重大災害及び労働安全衛生規則第96条に掲げる事故(特定機械に係るものに限る。)並びに有害物質の大量漏洩事故等特異なものに限定して、これを行えば足りるものであること。

この場合、労働者死傷病報告又は事故報告に記載された内容等から判断して、当該災害又は事故が本件地震を直接の原因として発生したものであることが明らかかな場合には実地調査を省略して差し支えないこと。

- (3) 復旧工事に係る労働災害の防止等を目的として行う安全パトロール等の実施に当たっては、労働災害防止団体、公共工事発注機関等との連携に配慮する等、効率的な実施に努めるものとする。